

議案第13号

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正について

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）が平成27年4月1日に施行され、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例（平成26年大口町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第12条中「又は」を「及び」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第31条第2項第1号中「第33条第13号」を「第33条第14号」に改め、同項第2号エ中「第33条第14号」を「第33条第15号」に改め、同号オ中「第33条第15号」を「第33条第16号」に改める。

第33条第26号を同条第27号とし、同条第18号から同条第25号までを1号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第12号」を「第13号」に、「第13号」を「第14号」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号を同条第17号とし、同条第15号イ中「指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は」を削り、同号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号を同条第14号とし、同条第12号中「介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）」を「介護予防訪問看護計画書」に、「位置づけられている」を「位置付けられている」に改め、同号を同条第13号とし、同条第11号の次に次の1号を加える。

- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準に

において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第33条に次の1号を加える。

- (28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

大口町指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時<u>及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第33条第14号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>第33条第15号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第33条第16号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(12) <u>担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基</u></p>	<p>(身分を証する書類の携行)</p> <p>第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時<u>又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</u></p> <p>(記録の整備)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) <u>第33条第13号</u>に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録</p> <p>(2) 略</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>第33条第14号</u>に規定する評価の結果の記録</p> <p>オ <u>第33条第15号</u>に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1)～(11) 略</p>

新	旧
<p><u>準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。</u></p> <p>(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画により、<u>介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u></p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p>	<p>(12) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画により、<u>介護予防訪問介護計画（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画をいう。）等指定介護予防サービス等基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。</u></p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 担当職員は、第13号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、<u>指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）</u>又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努</p>

新	旧
<p>ウ 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) <u>第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) <u>指定介護予防支援事業者は、法第115条の4第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならない。</u></p>	<p>めるとともに、当該面接ができない場合 にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。</p> <p>ウ 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) <u>第3号から第12号までの規定は、第13号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。</u></p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）により指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正概要

介護予防支援事業所と指定介護予防サービスの事業所の意識の共有を図る観点から、介護予防支援専門員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとします。

また、今般の制度改正で介護保険法上に位置付けた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとします。

3 施行期日

平成27年4月1日から施行します。